

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日)

## 目次

◇告 示 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等  
測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等

## 告 示

### 鳥取県告示第七号

昭和五十三年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十二年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格  
指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘

案して行つた審査の結果に基づき、別表に掲げる発注工事の種類に依りて必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

1 建設業法第二十七条の二に規定する経営に関する客観的事項

(一) 審査基準日（昭和五十三年一月一日をいう。以下同じ。）の直前二年（以下「直前二年」という。）の各営業年度における完成工率高について許可を受けた建設工事の種類別年間平均完成工率高  
(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては資本又は出資の額に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては資本合計の額をいう。以下「自己資本額」という。）

イ 審査基準日の前日における建設業に従事する職員の数  
(三) 経営比率

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

イ 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

ウ 審査基準日の直前一年（以下「直前一年」という。）における総資本純利益率（直前一年の各営業年度における純利益の合計額を直前決算における総資本の額（負債資本の額をいう。）で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(四) 審査基準日の前日までの建設業の営業年数

2 主観的事項

- 二 資格審査の申請手続
- 指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては一月末日までに、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては三月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。
- 1 県内に主たる営業所を有する建設業者
- (一) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種類(様式第二号)
  - (二) 営業の沿革(様式第三号)
  - (三) 直前二年の各営業年度における工事施工金額(様式第四号)
  - (四) 工事経歴書(様式第五号)
  - (五) 使用人数(様式第六号)
  - (六) 法人にあつては直前一年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書及び利益処分(損失処理)、個人にあつては直前一年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び完成工事原価報告書
  - (七) 昭和五十三年度建設工事指名競争入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)
  - (八) 個人にあつては、その者の身元証明書
- 及び鳥取県の県税(事業税及び自動車税に限る。)の納税証明書

- 三 資格の有効期間
- (九) 労働福祉の状況及び労働災害発生状況(様式第七号)
  - (十) 職員調書(様式第八号)
  - (十一) 営業用機械器具調書(様式第九号)
  - (十二) 使用印鑑届(様式第十号)
  - (十三) 印鑑証明書
  - (十四) 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する経営事項審査申請書
- 2 県外に主たる営業所を有する建設業者
- (一) 建設業許可証明書
  - (二) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種類(様式第二号)
  - (三) 営業所一覧表(様式第十一号)
  - (四) 工事経歴書(様式第十二号)
  - (五) 昭和五十三年度建設工事入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人税又は所得税に限る。)の納税証明書
  - (六) 個人にあつては、その者の身元証明書
  - (七) 主要取引金融機関名(様式第十三号)
  - (八) 登記簿の謄本
  - (九) 使用印鑑届(様式第十号)
  - (十) 印鑑証明書
  - (十一) 建設業法施行規則第十八条の規定により建設大臣又は知事に提出した経営事項審査申請書の写し
  - (十二) 委任状(年間委任の場合に限る。)

別表

一の資格は、昭和五十三年度限りとする。ただし、昭和五十四年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) ○とび・土工・コンクリート工事(と) ○タイル・れんが・ブロック工事(タ) ○鉄筋工事(筋)      ○鋼構造物工事(鋼) ○水道施設工事(水)      ○防水工事(防) ○石工事(石)      ○清掃施設工事(清)
ほ装工事	ほ装工事(ほ)
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)      土木一式工事(土) ○とび・土工・コンクリート工事(と)
港湾工事	土木一式工事(土)      ○しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機)      ○鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)

一般建築工事	建築一式工事(建) ○大工工事(大)      ○左官工事(左) ○とび・土工・コンクリート工事(と)      ○石工事(石) ○屋根工事(屋)      ○タイル・れんが・ブロック工事(タ) ○鋼構造物工事(鋼)      ○鉄筋工事(筋) ○板金工事(板)      ○ガラス工事(ガ) ○防水工事(防)      ○内装仕上工事(内) ○建具工事(具)      ○清掃施設工事(清)
管工事	管工事(管) ○熱絶縁工事(絶)      ○水道施設工事(水) ○消防施設工事(消)      ○清掃施設工事(清)
内装工事	建築一式工事(建) ○ガラス工事(ガ)      ○塗装工事(塗) ○防水工事(防)      ○内装仕上工事(内) ○建具工事(具)
電気工事	電気工事(電) ○電気通信工事(通)      ○消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通)      ○電気工事(電)

(注) 一 この表の上欄の工事種別ごとに同表下欄の建設工事のうち、いずれか一つについて建設業の許可を受けている者についてのみ入札参加資格を付与できる。  
 二 この表中、○印を付した建設工事の種類は、工事を単体でのみ受注することができる種別である。

様式第1号

受 付 番 号

建設工事入札参加資格審査申請書

殿

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所

電話番号

申請者商号又は名称

代 表 者

㊟

許可を受けて いる建設業	建設大臣 知事	許可(一)第	工事 許可 号業可
	昭和	年 月	工 日 許
	建設大臣 知事	許可(一)第	工事 許可 号業可
	昭和	年 月	工 日 許

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

指名競争入札に参加を希望する建設工事の種類

希望欄	発注工事種別	建設工事の種類	希望欄	発注工事種別	建設工事の種類
	一般土木工事	土木一式工事(土) ○とび・土工・コンクリート工事(土) ○タイル・れんが・テロック工事(タ) ○鉄筋工事(筋) ○防水工事(防)		一般建築工事	建築一式工事(建) ○大工工事(大) ○とび・土工・コンクリート工事(土) ○屋根工事(屋) ○鋼構造物工事(鋼) ○板金工事(板) ○防水工事(防) ○建具工事(具)
	ほ装工事	ほ装工事(ほ)		管工事	管工事(管) ○熱絶縁工事(絶) ○消防施設工事(消)
	鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼) 土木一式工事(土) ○とび・土工・コンクリート工事(土)		内装工事	建築一式工事(建) ○ガラス工事(ガ) ○防水工事(防) ○塗装工事(塗)
	港湾工事	土木一式工事(土) ○しゅんせつ工事(しゅ)		電気工事	電気工事(電) ○電気通信工事(通) ○電気工事(電)
	機械設備工事	機械器具設置工事(機) ○鋼構造物工事(鋼)		電気通信工事	○電気通信工事(通) ○消防施設工事(消)
	塗装工事	塗装工事(塗)		電気工事	○電気通信工事(通) ○電気工事(電)
	造園工事	造園工事(園)		電気通信工事	○電気通信工事(通) ○電気工事(電)
	さく井工事	さく井工事(井)		電気通信工事	○電気通信工事(通) ○電気工事(電)

(注) 1 この表の発注工事種別に対応する建設工事のうち、いずれか一について建設業の許可を受けている者についてのみ入札参加資格を付与できる。  
 2 この表中、○印を付した建設工事の種類は、工事を単体でのみ受注することができる種別である。

記載要領 「希望欄」には、発注工事種別の中から入札参加を希望する業種について○印で記載すること。



様式第4号

直前2年の各営業年度における工事施工金額

営業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					その他の建設工事の金額	合計
		工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円		
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁							
	民間							
	計							
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁							
	民間							
	計							
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁							
	民間							
	計							

記載要領

- 1 この表には、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第5号

工事経歴書

(建設工事の種類)

番号	工事名	元請又は下請の区別	注文者	請負代金の額	工事原価				工事差益	着工年月	完成年月
					材料費	労務費	外注費	経費			
直前2年の決算における完成工事高 小計											
内訳 { 元請 請 請 請 }											
1											年 年 年 年 年 年 年 年 年 年
2											年 年 年 年 年 年 年 年 年 年
3											年 年 年 年 年 年 年 年 年 年
直前1年の決算における完成工事高 小計											
内訳 { 元請 請 請 請 }											
合計											
内訳 { 元請 請 請 請 }											

- 記載要領
- この表は、「直前2年の各営業年度における工事施工金額」(様式第4号)に記載した工事の種類ごとに、別業として作成すること。
  - この表は、直前2年において完成したすべての工事について記載すること。
  - 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した元請者を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。



様式第6号

使 用 人 数

営 業 所	技 術 関 係 職 員		事 務 関 係 職 員		合 計
	人		人		
(主たる営業所)	役 員				人
	職 員				
(その他の営業所)	役 員				
	職 員				
(その他の営業所)	役 員				
	職 員				
合 計					

記 載 要 領

- 1 建設業に従事している役員及び職員数を記載すること。
- 2 「役員」は、常勤のものとする。
- 3 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労働者以外のものとする。

様式第7号

労働福祉の状況及び労働災害発生状況

労働福祉の状況

建設業退職金共済組合員である場合	期間を定めて雇用している者の数 加入済人員 手帳交付済人員 証紙購入金額	人 人 人 円
中小企業退職金共済事業団と共済契約を締結している場合	契 約 番 号 契 約 成 立 年 月 日 加 入 済 人 員 年 間 支 払 金 額	第 年 月 日 人 人 円
退職金制度のある場合は、その概要		
上記以外の場合 は、その理由		
雇 用 保 険 の 加 入 状 況	事 業 所 番 号 被 保 険 者 数 雇 用 保 険 料	第 号 人 円
法定外労災補償 制度の加入状況	加 入 団 体 名 等 加 入 済 支 払 金 額 年 間	人 円

労働災害発生状況

区 分	(1)	(2)	(3)
	労働保険料	災害発生件数	災害発生率 $\frac{(2)}{(1)} \times 10,000$
年度	千円		
昭和51年度			
昭和52年度			

記載要領

- 1 期間を定めて雇用している者とは、一週間、一箇月等一定の期間を定めて雇う者、日雇労働者等をいう。
- 2 建設業退職金共済組合に加入している者は、その証明書を添付すること。
- 3 労働災害発生状況は、所轄の労働基準監督署長に報告した報告書に基づいて記載し、労働基準監督署長の報告書の提出済の証明書を添付すること。

様式第8号

職 員 調 査 書

技 術 者 ( 工 事 )

番号	月給の別	氏名	年令	現住所	採用年月日	法令による資格		実務経験年数	備考
						年	月		
1									
2									
3									
計 人									

記 載 要 領

- この表は、工事種類ごとに別業とすること。
- この表には、使用人数(様式第6号)に記載した技術関係職員を工事種類ごとに分類して記載するものとする。
- 「法令による免許等」欄には、建設工事に関する免許又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた資格等について記載すること(例○○建築士、○○土木施工管理技士等)。
- 「実務経験年数」は、建設工事に関し有する実務経験の総年数とする。
- 役員が技術者を兼務している場合には、備考欄に役員又は代表者と記載すること。

役員、事務その他の職員

番号	役職名	常勤・非常勤	氏名	年令	現住所	就任又は採用年月日	備考
1							
2							
3							
計 人							

記 載 要 領

- この表は、使用人数(様式第6号)に記載した事務関係職員のほか、法人の場合は非常勤役員もすべて記載するものとし、個人の場合は代表者を記載すること。
- 役員又は代表者が技術者を兼務している場合は、備考欄に「技術者兼務」と記載すること。



記載要領

別表

- 1 別表の記例の順に番号を付記して記載すること。
- 2 別表の機械器具以外のものを所有しているときは、「番号」欄に「その他」と付記し、記載すること。

番号	名	番号	名	番号	名
1	ブルドーザー (トラクターを含む。)	13	アースオーガー	28	コンクリートブランチ
2	モータースクレーパー	14	地下連続壁施工用機械	29	コンクリートミキサー
3	被けん引スクレーパー	15	グラウト機械 (グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)	30	トラツクミキサー
4	シヨベル系掘削機 (シヨベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル等を含む。)	16	ボーリングマシン (さく井機等を含む。)	31	コンクリートポンプ (コンクリートプレツサを含む。)
5	連続式掘削機 (バックホウ、エクスカーター、トレンチャー等を含む。)	17	さく岩機 (ブリーカーを含む。)	32	コンクリート振動機
6	トラクターシヨベル	18	ドリルジャヤンポ	33	アスファルトブランチ
7	ダンプトラック類 (ダンプトラック、ダンプター、ダンプバー等を含む。)	19	クローラドリル及びブゴンドリル	34	アスファルトフイニツツヤ
8	自走式クレーン (トラツククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン等を含む。)	20	シールド掘進機	35	アスファルトトリマストリビューター
9	固定式クレーン (タワークレーン、デリツククレーン、ジツクレーン、門形クレーン、ケーブルクレーン等を含む。)	21	トンネル掘進機	36	コンクリートフイニツツヤ
10	工事用エレベーター及びリフト	22	モーターグレーダー	37	コンクリートスプレツター
11	くい打機及びくい拔機 (ダイゼルの、スイルハンマー、振動ペイルドライバ、気動ハンマー等を含む。)	23	ロードローラー	38	しゆんせつ船
12	大口径掘削機 (アースドリル、リバーサーカー、キューブシヨンドリル等を含む。)	24	タイヤローラー	39	起重機船 (くい打ち船を含む。)
		25	振動ローラー	40	土運船
		26	小形振動締固め機 (振動コンパクター、ランツ、タンパー等を含む。)	41	引船
		27	砕石機	42	空気圧縮機

様式第10号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者



様式第11号

営 業 所 一 覧 表

		営 業 所			地 所		電 話 番 号	
名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地	所 在 地
(主たる営業所)								
(その他の営業所)								
計								

記 載 要 領

- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けた建設業のうち当該営業所において営業する建設業を、建設業法施行規則第2条に定める別記様式第1号の別表中「許可を受けようとする建設業」の欄の( )内で示された略号で記載すること。





様式第13号

## 主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	相互銀行 相工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

## 記 載 要 領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、国民金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
(〇〇銀行〇〇支店)

## 鳥取県告示第千八号

昭和五十三年度において県が発注する測量、建設コンサルタント及び地質調査業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和五十二年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、それぞれ業務の種類に応じて定めた資格とする。

1 審査基準日(昭和五十三年一月一日をいう。以下同じ。)の直前二年の各営業年度における測量、建設コンサルタント及び地質調査業務の収入高

## 2 経営規模

(一) 審査基準日の直前の営業年度の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額(法人にあつては資本又は出資の額に準備金・積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては資本合計の額をいう。以下「自己資本額」という。)

(二) 審査基準日の前日における測量、建設コンサルタント及び地質調査業務に従事する職員の数

## 3 経営比率

(一) 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

(二) 直前決算における自己資本固定比率(自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

(三) 審査基準日の直前一年(以下「直前一年」という。)における総資本純利益率(直前一年の各営業年度における純利益の合計額を直前決算における総資本の額(負債資本の合計をいう。)で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。)

(四) 審査基準日の前日までの測量、建設コンサルタント及び地質調査業務の営業年数

## 二 資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、測量、建設コンサルタント及び地質調査業務入札参加資格審査申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、昭和五十三年二月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

## 1 業務経歴書(様式第二号)

## 2 職員調書(様式第三号)

## 3 技術職員調書(様式第四号)

## 4 営業用機械器具調書(様式第五号)

## 5 経営規模等総括表(様式第六号)

6 法人にあつては直前一年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分(損失処理)、個人にあつては直前一年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書

7 昭和五十三年年度測量、建設コンサルタント及び地質調査業務入札参加資格審査申請書提出前一年における納税義務の発生した国税(法人

税又は所得税に限る。)の納税証明書

8 登記簿の謄本

9 営業に関し法律上必要とする登録の証明書

10 個人にあつては、その者の身元証明書

11 使用印鑑届(様式第七号)

12 印鑑証明書

13 委任状(年間委任の場合に限る。)

三 資格の有効期間

一 による資格は、昭和五十三年度限りとする。ただし、昭和五十四年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

様式第1号

受 付 番 号
---------

測量、建設コンサルタント及び地質調査業務入札参加資格審査申請書

年 月 日

殿

測 量 業	第 号	年 月 日
建設コンサルタント業	第 号	年 月 日
地 質 調 査 業	第 号	年 月 日
建築士事務所	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日

登録番号及び

登録年月日

郵便番号

住 所

商号又は名称

代 表 者

電話番号

㊦

今般貴県所管に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。



様式第3号

職 員 調 査 書

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 職 員	事 務 関 係 職 員	合 計
合 計	人	人	人

記 載 要 領

- 1 測量、建設コンサルタント及び地質調査業務に従事している常勤の役員及び職員を記入すること。
- 2 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとする。









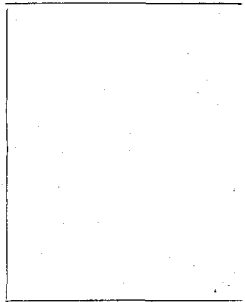
区分	直前2年		直前1年		直前2年間の年間平均契約実績高	株主(出資者)	所有株数又は出額の価額
	年月	千円	年月	千円			
入札参加を希望する業種 測量 航空 設計 土木 物理探査等 ボーリング その他 計	年月	千円	年月	千円	(%)	株主(出資者)名	所有株数又は出額の価額
	年月	千円	年月	千円	(%)		
	年月	千円	年月	千円	(%)		
	年月	千円	年月	千円	(%)		
	年月	千円	年月	千円	(%)		
	年月	千円	年月	千円	(%)		
自己資本額	直前決算時		剰余(次損)金処分		計	決算後の増減額	合計
区分	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
払込資本額							
積立金							
繰越(次損)額							
計							
営業年数	創業		転廃業		(休業)	現組織への変更	営業年数
年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	計
流動比率	× 100		%		発注者	契約業務名	履行期間
自己資本固定比率	× 100		%				年 月 から 年 月 まで
総資本純利益率	× 100		%				年 月 から 年 月 まで
純利益率	× 100		%				年 月 から 年 月 まで

記載要領 株主(出資者)の欄には、発行済株式の100分の5以上の株式を所有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を記載すること。

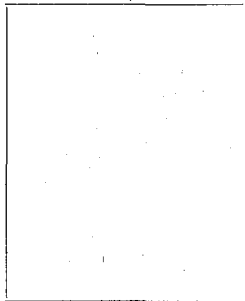
様式第7号

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

㊟